

資料 1

自動運転社会を見据えた都市づくりのあり方検討会 設置要綱（案）

（制定）令和元年11月14日付 31都市基交第672号

（改正）令和2年12月16日付 2都市基交第881号

（改正）令和3年●月●日付 3都市基交第●●号

（目的）

第一条 都は、「2020年に向けた実行プラン」（平成28年12月 東京都）における政策展開として「自動運転技術が普及した社会を見据えた都市づくりへの展開に向け、都市の道路交通や道路空間に与える影響や効果、活用方法等について、国や自動車メーカー等と連携を図りながら、調査・検討を進めていく」と規定している。また、政策目標を「自動運転技術を活用した都市づくりへの展開」とし、目標値を「都市における自動運転の活用方法を提示」と設定している。

このため、将来の自動運転社会を見据え、東京の地域特性に応じた都市づくりのあり方を策定することを目的として、「自動運転社会を見据えた都市づくりのあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 2 「自動運転社会を見据えた都市づくりのあり方」の案の作成及び「自動運転技術を活用した都市づくりへの展開」に関する必要な協議に関すること。
- 3 自動運転技術を活用した都市づくりへの展開に向けて関係各局相互の調整に関すること。
- 4 前号に掲げるもののほか、検討会で必要と認めること。

（組織）

第三条 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。

（座長）

第四条 検討会に座長を置き、学識経験者をもって充てる。

- 2 座長は、検討会を招集し、議事を総理する。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 4 前条の規定のほか、座長が必要と認める者を委員に指名することができる。
- 5 座長に事故がある場合は、座長が指定する者がその職務を代理する。

（準備会）

第五条 検討会は、検討すべき内容に係る調整等を行うため、検討会の下に準備会を設ける。

- 2 準備会に座長を置き、都市整備局交通政策担当部長をもって充てる。
- 3 座長は、準備会を招集し、議事を総理する。

4 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、準備会への出席等必要な協力を依頼することができる。

5 前条の規定のほか、座長が必要と認める者を会員に指名することができる。

6 座長に事故がある場合は、座長が指定する者がその職務を代理する。

(会議の公開)

第六条 検討会は公開し、検討資料は原則として公表する。ただし、座長が不適当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第七条 検討会の事務局は、都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(補則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 ● 月 ● 日から施行する。

「自動運転社会を見据えた都市づくりのあり方検討会」

委員名簿

座 長 森本章倫 早稲田大学 理工学術院教授

委 員 大沢昌玄 日本大学 理工学部教授

委 員 小嶋 文 埼玉大学大学院 理工学研究科准教授

委 員 東京都 政策企画局 技術政策調整担当部長

委 員 東京都 都民安全推進本部 治安対策担当部長

委 員 東京都 ~~戦略政策情報推進本部特区推進担当部長~~

~~デジタルサービス局デジタルサービス推進部長~~

委 員 東京都 都市整備局 交通政策担当部長

委 員 東京都 都市整備局 都市づくり政策部長

委 員 東京都 都市整備局 局務担当部長

委 員 東京都 建設局 企画担当部長

委 員 東京都 交通局 バス事業経営改善担当部長

委 員 警視庁 交通部 交通規制課長

委 員 中央区 環境土木部長

委 員 杉並区 都市整備部長

委 員 多摩市 都市整備部長

委 員 奥多摩町 企画財政課長

委 員 一般社団法人 日本自動車工業会 次世代モビリティ領域長~~兼総合政策領域部長~~

委 員 特定非営利活動法人 ITS JAPAN 常務理事

事務局 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課